

## 無人国境離島の適切な管理の推進に関する法律案の概要

### 1 目的

我が国周辺の海域に係る海洋資源への関心の高まり、我が国の領域主権、主権的権利等を害する行為の発生等により、我が国の領域及び排他的経済水域等を保全する必要性が増大していることに鑑み、無人国境離島について土地の所有者等についての調査を行う等により、我が国の領土である無人国境離島の適切な管理を推進する。

### 2 法案の対象となる無人国境離島

次のいずれかに該当する島であって、住所を有する者がいないものをいう。

① 基線（領海及び接続水域に関する法律に規定する基線をいい、直線基線の基点を含む。）を有する島

② 政令で定めるところにより測定した①の島からの距離が 12 海里以内である島

③ 政令で定めるところにより測定した直線基線からの距離が 12 海里以内である島

※ 無人国境離島に住所を移転した者がある場合において、その移転がこの法律の適用を免れる目的によるものと認められるときは、この法律の適用については、住所を有する者がいないものとみなす。

### 3 基本方針

政府が無人国境離島の適切な管理の推進に関する基本的な方針を策定〔閣議決定〕

### 4 無人国境離島土地調査

- (1) 国土交通大臣は、内閣総理大臣の総合調整の下、関係行政機関の長と連携協力して、無人国境離島の土地の所有者、地番及び地目並びに利用の実態についての調査並びに境界及び地積に関する測量を行うものとする。
- (2) 無人国境離島土地調査の実施に係る手続、調査結果の内閣総理大臣への報告等について規定するほか、国土調査法の一部の規定を準用

### 5 無人国境離島の適切な管理に係る措置

- ① 我が国の領土であることを示す標識の設置
- ② 灯台、護岸、気象観測施設等の公共施設の整備
- ③ 国が所有・管理する土地の定期的な巡回
- ④ 自然環境の保全等の活動の実施及び民間の当該活動への支援
- ⑤ 民間所有等の土地について、適切な管理が行われるための国による所有者への必要な助言、国において適切な管理を行う必要があると認めるときの買取り、借上げ等

### 6 無人国境離島の土地等の収用

- (1) 無人国境離島のうち周辺の海域における海洋資源の状況、我が国の領域主権、主権的権利等を害する行為の発生状況その他の事情を考慮して特に管理を強化する必要があると認められる島において、そのために国が当該島の民間所有の土地等を取得することが適正かつ合理的であると認められるときは、当該土地等を収用することができる。
- (2) 土地等の収用の認定に係る手続等について規定するほか、土地等の収用については土地収用法の規定を適用

### 7 雑則

課税の特例（5000万円を限度とする譲渡所得の特別控除）等について規定する。

### 8 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、4は公布の日から起算して20日を経過した日から、6・7（課税の特例）は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

# 「無人国境離島」の要件

①～③に該当する島で、住所を有する者がいないもの

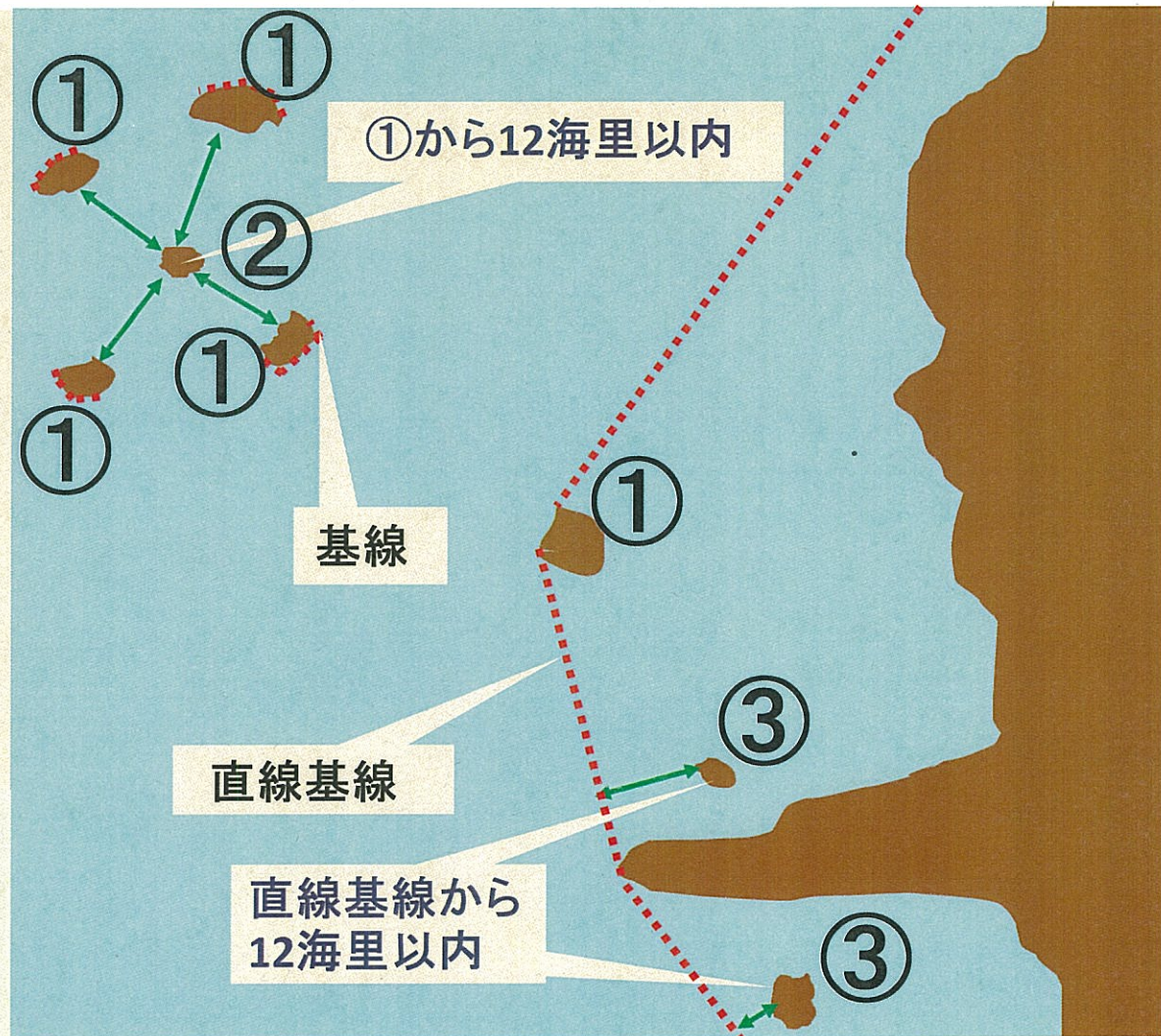
① 基線を有する島

② ①の島からの距離が12海里以内である島

③ 直線基線からの距離が12海里以内である島

◆ 基線…その外側12海里以内が領海

◆ 直線基線…海岸線が著しく曲折しているか又は海岸に沿って至近距離に一連の島がある場所において、領海の幅の測定のために、適当な点を結んだもの



※ 無人国境離島に住所を移転した者がある場合において、その移転がこの法律の適用を免れる目的によるものと認められるときは、この法律の適用については、住所を有する者がいないものとみなす。